平成２６年（フ）第１８５号
鹿児島県鹿児島市草牟田町３番地20　リバーサイド草牟田205号
破産者　木佐貫一朗
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１２号
北海道有珠郡壮瞥町字洞爺湖温泉42番地13洞爺湖カトレアＡ棟218号
破産者　星　真奈美
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
北海道室蘭市山手町３丁目８番１号　市立室蘭総合病院内、住民票上の住所北海道室蘭市大沢町２丁目29番16号
破産者　寶力　詔衛
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
函館市昭和２丁目31番１―303号
破産者　坂上　裕司
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１５号
北海道釧路郡釧路町河畔４丁目48番地
破産者　ラビッツ釧路こと　高嶋　牧夫
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第６９号
盛岡市月が丘１丁目31番６号
破産者　野里　礼子
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３１９号
茨城県水戸市西原２丁目10番49号
破産者　佐川るり子
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２４号
神奈川県中郡大磯町国府本郷304番地５
破産者　真住装こと　清水真一郎
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１７号
新潟県阿賀野市安野町16番４号　Ｓａｔｏハイツ101号
破産者　渡邉　賢治
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第８６号
新潟県村上市堀片８番27号
破産者　堀　ナオイ
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１４号
山梨県大月市賑岡町畑倉603番地
破産者　桑田　重春
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第１２６号
愛知県一宮市奥町字県郭20番地１　サンリットＢ202、開始決定時の住所岐阜県羽島市正木町曲利702番地１　エレガンス　エミ102号室
破産者　澤崎　英喜
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第２９１号
静岡県三島市八反畑130番地の３
破産者　小柴　章嗣
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１３号
滋賀県栗東市十里152番地２、営業所所在地滋賀県栗東市霊仙寺２丁目１―31
破産者　駒井呉服店ことレディースファッションＫＯＭＡＩこと　駒井　勇一
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３４号
京都市西京区山田猫塚町14番地　ローファス小島305号室
破産者　市原　貞宏
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２６号
東京都足立区伊興４丁目７番23号　レオパレスルミエール205、破産手続開始決定時の住所奈良県桜井市大字上之庄374番地の１　206
破産者　レゴリスこと　小鮒　聖賢
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４３号
奈良市大宮町４丁目240番地の１　キャピタル新大宮206号
破産者　田村　暢久
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１５２号
和歌山市関戸３丁目５番11号
破産者　菅谷　孝博
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３５２号
和歌山市松島543番地の17
破産者　津野　知之
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係